



22消第615号
平成22年7月1日

- 愛媛県高圧ガス保安協会長
 - 愛媛県冷凍設備保安協会長
 - 愛媛県高圧ガス地域防災協議会長
 - 愛媛県冷凍空調設備工業会長
- } 様

愛媛県県民環境部長



高圧ガス関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢
の強化について

このことについて、経済産業省原子力安全・保安院長から別添（写）のとおり通知がありましたので、その趣旨を十分御理解いただき、高圧ガス関連施設における災害防止の観点から、貴会員に対して保安確保に関し万全の対応をとるよう周知をお願いします。

担当

愛媛県県民環境部防災局

消防防災安全課 保安係 二神

TEL：089-912-2320

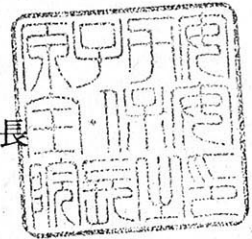
経済産業省

平成22・06・10原院第11号

平成22年6月21日

愛媛県知事 殿

経済産業省原子力安全・保安院長



高圧ガス関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-2510b-10-03）のとおり高圧ガス関連事業者に対し所要の対応を求めることとし、要請文書を発出したので、通知します。つきましては、貴都道府県内の高圧ガス関連事業者に所要の対応をとるよう指導願います。



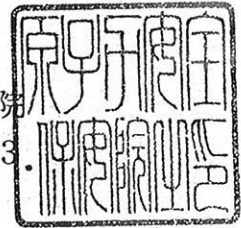
経済産業省

平成 22・06・10 原院第 11 号

平成 22 年 6 月 21 日

高圧ガス関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

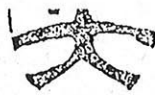
経済産業省原子力安全・保安院
NISA-2510b-10-03



原子力安全・保安院は、平成22年5月31日付け中防災第13号（別紙）をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）鳩山由紀夫から、梅雨期及び台風期における防災態勢強化についての指導要請を受けましたので、今般、高圧ガス関連事業者に対し、別紙を踏まえた下記の対応を求めることとします。

記

1. 豪雨などの風水害に起因した高圧ガス設備等の破損による高圧ガスの漏えい及び貯蔵所、充てん所等における容器等の流出に十分留意すること。破損・流出等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 土砂崩れ、河川のはん濫、内水はん濫、高潮等による被害が予想される箇所を設置されている高圧ガス設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。



中 防 災 第 1 3 号
平成 2 2 年 5 月 3 1 日

原子力安全・保安院長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

鳩山 由紀夫



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、今なお頻発する災害は国民生活に大きな不安をもたらしており、昨年においても各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水、はん濫・内水はん濫・土砂崩れ等により多数の人的被害及び住家被害が発生した。

梅雨期及び台風期を迎えるに当たり人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際、台風や大雨の際の外出時死亡事故が多発していること、土砂崩れ等において避難が遅れて命を落とす高齢者がいたこと、避難途中で被災する者がいたこと、都市部の河川の増水において逃げ遅れた者がいたこと等の近年の被害状況等や、避難勧告等の発令に加え地域への災害情報の適切な伝達等が行われないと安全かつ適切な避難行動に結びつきづらいことを踏まえ、被災者の目線にたち「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点から、風水害の危険性及び早期避難の重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図られたい。

なお、関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 近年における局地的大雨等の災害の状況にかんがみ、土砂崩れ、河川のはん濫、内水はん濫、高潮等による災害の発生を未然に防止するよう、関係機関との緊密な連携の下に、
 - ①災害発生の恐れのある危険箇所等の巡視・点検の徹底
 - ②異常降雨時における河川管理施設等の管理の強化
 - ③降雨時の気象状況及び気象警報、洪水予報、土砂災害警戒情報等に関する情報の収集・伝達の徹底
 - ④浸水想定区域や内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所をはじめとする災害発生の恐れのある箇所等の情報について、ハザードマップ等を活用した

周知徹底

- ⑤河川等の水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発
- ⑥警戒避難態勢の強化
- ⑦地下空間管理主体との連携による浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化等に万全を期すること。

また、住民等の安全確保には災害発生時の情報伝達が重要であることにかんがみ、こうした情報伝達体制の充実を図るため、マスメディアとの連携をはじめ、広報誌・防災行政無線・インターネット・携帯電話等、多様な伝達手段を整備し、確実な災害情報の提供を進めること。

2. 中央防災会議で平成17年3月に報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」並びに平成18年4月に報告された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（改訂版）及び平成19年6月に報告された「災害時要援護者対策の進め方」の趣旨及び内容を理解の上、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成、災害時要援護者情報の共有及び避難支援プランの作成等を推進し、適切な防災対策の推進に努めること。
3. 災害復旧事業施行中の箇所については、再度災害を未然に防止するため、適切な措置を講じること。特に、平成21年において風水害等により被災した箇所については、二次的な災害に十分留意し、万全の措置を講ずること。
4. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を講じるよう格段の配慮を行うこと。